

平成31年 第4回

小林市教育委員会

定例会

会 議 録

平成31年3月19日(火)

平成31年 第4回教育委員会定例会 会議録

- 1 日時 平成31年3月19日(火) 午後3時30分～
- 2 場所 小林市役所 2階 第2会議室
- 3 出席委員 中屋敷史生 大部菌智子 椎屋芳樹 槇光子 淵上定一郎
- 4 参与職員 山下康代 藤井寛史 松田和弘 深田利広
(調製職員) 川俣洋寿

5 説明職員

6 会議内容

開会 15:30

中屋敷教育長 それでは、ただいまより平成31年3月12日付小林市教育委員会告示第4号で招集されました平成31年第4回小林市教育委員会定例会を開催したいと思います。

それでは、早速きょうの議事のほうに入らせていただきたいと思います。

まず最初、報告です。

報告第4号平成31年第1回市議会定例会(3月議会)について、事務局のほうから説明をお願いします。

山下教育部長 それでは、3月議会の報告をさせていただきます。

2ページをご覧ください。

2月25日に開会されまして、一般質問、議案質疑、委員会が終わったところでございます。

3月20日が本会議の最終日になっております。

一般質問、議案質疑、委員会が終わりましたので、簡単に説明をさせていただきます。

3ページから5ページまでが、一般質問の通告書になります。今回7人の議員から通告があつて、教育委員会のほうには3人の議員から質問がありました。

6ページをご覧ください。

まず、時任議員です。教育行政についてということで、教職員の長時間労働の改善についての質問がありました。教職員のストレスチェックの状況、

長期休職職員、教育長が上限と考える残業時間は幾らかという質問がありました。

教育長から、ストレスチェックにつきましては、平成27年の労働安全衛生法の改正によりまして、労働者が50人以上いる事業所で義務づけられておりますが、本市の場合は、全ての学校が教職員50人未満でありますので、現在ストレスチェックを定期的に実施している学校はありません。ただし、小中学校における安全衛生管理の手引に基づきまして、衛生推進者を各学校に配置しまして、教職員の勤務実態等を把握していただいているということであります。

長期休職の職員についてであります。本年度の本市の休職者数は、2月末現在で6名となっております。

また、残業時間の上限についてであります。1月に国が示したガイドラインによりまして、時間外勤務の上限は、1カ月に45時間、1年間に360時間と示されております。県が3月に策定しますプランにも同様の上限時間となっております。そして、県では、当面の達成目標として、教職員の月当たりの時間外勤務時間80時間以上をゼロにするというのを掲げておりますので、小林市もそれを目標と考えております。

7ページをご覧ください。

時任議員から教育行政の少人数学級についてという質問がありました。30人以下学級、35人以下学級でふえる学級数は幾らか。正規の教職員増は、働き方改革の一環だと思うがどうですかという質問がありました。

県の教職員の配当基準でいきますと、小学校1・2年生は30人学級となっておりますので、そのほかの学年を全て30人学級にした場合は、今年度は9校で17学級の増となります。35人学級にした場合は6校で8学級の増となります。

それから、現在、教職員の業務量が増加している状況であります。正規教職員がふえるということは業務改善にもつながり、小林市が進めております働き方改革にもつながるものだと考えておりますということで答弁しております。

時任議員が現場の教員に聞くことが一番の思いが伝わると思いますが、ア

アンケートの実施とかは考えられないかという質問がありました。教育長から、学級の少人数化につきましては、学習集団が小さくなるわけですから、学習とか、個別指導とか、生活指導がしやすいというのは私も思っていますし、ほとんどの教職員はそう思っているはずです。ですから、アンケートを実施したら、みんな学級集団が小さいほうが良いということは賛成してくれると思います。

小林市で少人数学級を埋めるものを雇用することは、とてもじゃなくてできないと、採用等でできないということと、ハード面が足りないというところも何校か出てきます。そういうところは調査をしたときに、先生たちは考えられないと思うので、そのアンケートのギャップが出てくるのではないかということで、答弁をしております。

9ページになります。

時任議員からです。児童虐待についての質問がありました。千葉県野田市のあの事件を痛ましく、とても残念ですけれども、死守すべきアンケートを父親に渡したということは、児童と教師との信頼関係をなくすものです。小林市の現状をお尋ねしますという質問がありました。

教育長からも、あつてはならないものと考えております。教育に携わるものといたしまして、今回の事件から関係機関の連携の強化と子どもを守る積極的なかかわり、そして、継続的な支援体制の整備といったことが重要であると再認識したところでありますと答弁しております。

10ページをお願いします。

議員から、千葉県野田市の例というのは、アンケート結果を父親に渡すということは、本当に関係を著しく損ねる結果になったと思うんですが、その教育的配慮、プライバシーの問題の今後の指導についてお聞きしたいということで、質問がありました。

開示をしたのは学校ではなく、市教委が開示したわけですが、その背景には、報道でいけば、かなり威圧的な父親だったということは報道されているわけですが、現実的には学校では今後起こる可能性は高いので、個人情報管理のあり方については、学校も含めてしっかりとしていきたいと思っております。今回の教訓になったのは、威圧的な親ということです。学校でも

対応できなかった、市教委でも出さざるを得ない驚異的なかわりをしてきたのだと思いますが、私たちがとる手段としては、警察との連携ということしかないわけで、このことも含めて対応については考えていきたいと答弁しております。

1 1 ページをお願いします。

福本議員からです。教育行政、福本議員のほうからも虐待・いじめの質問がありました。ここ数年の小林市の状況、その対応ということでお尋ねがありました。

教育長からは、虐待・いじめの状況、虐待の対応、いじめの対応について答弁しております。もしいじめがあった場合は、1人の教職員だけが情報を抱え込むのではなく、管理職や学校のいじめ防止対策組織で情報を共有し、全職員でいじめの解消に取り組んでいますと答弁をしています。

1 2 ページをご覧ください。

議員からは、今回はこの件を踏まえ確認とか、対応してきたのか、今後どうしていくのかということをお聞きしたいと質問がありました。

教育長のほうから、今まで虐待等について対応する学校への連携については、通知でこういうことをするようにと出しておりました。今回の事例を受けまして、スピード感といいますか、間違いなくというところが非常に教訓となりましたので、文章だけではなく、時系列で対応が行動できるようなフロー図を作成し、各学校に配付する予定としておりますと答弁しております。

1 5 ページをご覧ください。

教育行政について、地域に残る歴史を継承する取り組みということで、地域に残る歴史の継承ということで、どのように行っているかということで質問がありました。

学校におきましては、小学校の社会科だけではなく、本市独自の取り組みであるこすもす科におきまして、小学校4年生と中学2年生で郷土の歴史、伝統文化について学んでいます。また、地域に伝わる郷土芸能などにつきましましては、郷土芸能保存会と連絡をおとりしながら、直接子どもたちが指導を受けたことを運動会、それから地域のお祭りなどで広く住民に披露し

ているところでありますと答弁しております。

次に、福本議員のほうから、地域に残る歴史の継承というのを栗須小学校の正門に石碑が建っております。これには「共同助力」という言葉が書いてあるんですが、この言葉を聞いて、野尻町で生活されていた田丸貞重という方から、18キロメートルの水路を引いて、野尻に水を引いたという話があります。

議員が、私はこの劇を野尻小学校と栗須小学校の2校で1年越しにこの子どもたちに演劇をしていたということで、協働のまちづくりで一番大切なのは、共同助力の精神だと思いますが、こういうものを伝えるべき学校の教育の中でもう一度できないかということで質問がありました。

教育長からは、3・4年生の副読本の中に「郷土を開く」というページが6ページにわたって紹介をしております。その中で小林の子どもたちは3・4年生で必ずこの学習をする。その後ろには、それぞれの須木の郷土の偉人とか、旧小林市の偉人等も出ていまして、学習をすることになっております。

16ページになります。

劇というものが学校の中でできないかということにつきましては、ご承知のとおりプログラミング教育、それから英語科というものが入ってまいりまして、一方では働き方改革ということで時間の制限もあります。そういう中で、学校は今スクランブル状態というのか、ぎりぎりのところで教育課程を行っております。学校はきっかけづくりだと思いますので、こういう学習のきっかけづくりはいたします。ただし、それを継承していくというのは、やはり地域の中でやらないと長続きはしないのではないかなと思っております。

例えば、野尻小学校は、この学習をした後に、社会科の時間に実際に野尻小からの用水路まで出かけて行って、その現地を見たりもしております。それから、栗須小学校は、これからだと思いますが、DVDができていますので、田村翁のDVDを子どもたちに来年度から視聴させて、そのときの感想を学校だより経由で出して啓発していくと聞いておりますので、さらに充実させていきたいと思っておりますと答弁をしております。

18ページをお願いします。

蔵本議員です。多文化共生のまちづくりということで、在留外国人に対する施策、対応ということで、小学校、中学校に子どもたちが在籍しています。その状況をお伺いしますという質問がありました。

教育長から、小・中学校に在籍している外国籍の児童生徒は8名です。そのうち日本語指導が必要な生徒は6名ということになっております。県費の非常勤職員の配置であったり、生活に関しましては、宗教や文化、習慣の違いがありますので、多様性の対応を十分に行っております。給食とか、服装面など、そういう面でも十分配慮をして対応しております。

19ページをお願いします。

蔵本議員から、2学期制について、取り組みの経過、成果、課題ということで質問がありました。2学期制の導入から現在までの経過とその目的や意義ということで質問がありました。

本市では、平成17年4月から小・中学校において2学期制を導入しております。2学期制の目的は、各学校での生活にゆとりを持たせるゆとりの確保を行うことによって、子ども一人一人のかかわりを充実させつつ、長い期間で全体を見通した学習計画を立てる学びの連続性を確保し、これまで以上にきめ細かな指導を行うとともに、学校行事等を見直し、特色のある学校づくりを推進することにあります。導入に当たりましては、これまでやってきた会議等で説明をしております。

蔵本議員からは、県内と全国の2学期制の導入の状況ということで、教育長から、西諸県地区の2市1町、それから宮崎市の4自治体で実施しております。全国の様子は、27年度の調査ですけれども、小学校で20.6%、中学校で19.6%の学校で実施しております。

蔵本議員からは、新聞記事ですが「2学期制の撤退続々」とあり、余り評判がよくないようです。そろそろ本格的に検証をしてもらいたい。子どもたちや2学期制を経験した保護者などにも聞いてほしいということで質問がありました。

20ページをお願いします。

教育長からは、今度の学習指導要領で時間、時数が増えております。福岡

や鹿児島、茨城でも2学期制に移そうとしている動きもあります。ですから、良いとか、悪いとかの問題ではなく、その時期に応じた教育課程の組み方があるというのも理解していただきたいということで、2学期制のよさは検証する必要はありますので、時期を見てやっていきたいと答弁しております。

最後に、蔵本議員から、人権尊重の推進ということで、男女混合名簿、LGBTに対する取り組みということで質問がありました。男女混合名簿については、昨年度より性で分けない名簿は、市内全学校で実施しております。それから、教職員の研修についても、各学校でいろんな分野で研修をいただいている答弁をしております。

23ページが議案質疑になります。

今回は、議案質疑については25ページになりますが、坂下議員の放課後子ども教室推進事業費について、教育委員会に質問がありました。放課後子ども教室の事業内容についての質問でありました。

私から、市内5カ所で今やっておりますが、コーディネーター、それから教育サポーターの役割ということをお答えいたしております。

それから、総合計画の中でも放課後児童クラブとの一体型が示してあるが、栗須校区では、児童クラブと子ども教室、学校が校長の音頭で連携をしていますが、今後の教育長の見解をお聞かせいただきたいということで、質問がありました。

教育長からは、放課後子ども教室と児童クラブの一体化については、栗須小の取り組み方については聞いております。問題点といたしましては、学校で見せる子どもの姿と放課後に見せる姿は違って指導がしにくいということが聞かれております。栗須では、学校が主体となってルール決めをしたということで、体育館の使用法、指導方法など共有して同じように指導しましょうということで学校はやっているようです。その栗須の取り組みがいい方向なので、またモデルとして広げていけたら良いと考えていると答弁をしております。

それから、別紙の資料でお渡ししております総務文教委員会の質疑応答につきましては、学校教育、社会教育、スポーツ振興であったんですけど

も、3月補正と当初予算、それから、市の条例の一部改正ということで、予算の中についての質疑は細かにあったところでございます。

中屋敷教育長 それでは、3月議会の質問や答弁等について説明がありましたけれども、何かありますでしょうか。

淵上委員 蔵本議員の質問の件で、まず今年度から男女混合名簿という形になっていると思うんですけれども、去年の段階で、今年から始まりますとは聞いていて、保護者の立場で男女混合名簿とかこういう考え方、男女共同参画の考えとかも全然問題ないし、性的マイノリティーなどもわかるんですが、これと一緒に当初全員子どもたちを「さん」づけ、お互い皆さん「さん」で呼びましょう、先生もという形のとときに、保護者の中で反対意見があり、結局今では、先生たちは子どもに全員「さん」づけですけれども、子ども同士では今までどおりの状況です。

中屋敷教育長 今のところ正解というのがないと思うんですけれども、それぞれに皆さんで思っておられることを今聞かせていただければ。
教育委員会でこうしようということは、なかなか出していけないので、考えを今日は聞かせてもらってよろしいですか。今、「君」「さん」に絞り、それを「君」「さん」がどうだということで、そのほかで考えていらっしゃるようなことがあればお聞かせ下さい。

楨委員 やっぱり一応見識として男女平等は大切だと思います。本当おっしゃるように、人として大切なんですよね。その中で、単純に混合名簿になったときに、名前も男の子か女の子かもわからないし、ぱっと見て、男の子か、女の子かわからなくなるのもどうかなという保護者の意見も耳にしました。

椎屋委員 実は立志式を私は幸ヶ丘小に行かせてもらったんですが、たまたま対象者が男の子1人、女の子1人でしたので、呼びかけのときに皆さんというのも2人なのにどうかなと思ったので、男の子、女の子のその名前を呼びました。そこで男の子には「君」というべきか、「さん」というべきか、私自身でも考えたんですが、結局無難なのはこういう時代だから、男の子にも「さん」、女の子にも「さん」ということで呼びかけをしたということでしたが、それがいいのかどうかは私にもわからないんですが、だからどっちかという、もう強制的に「さん」と呼びなさいということはなかなか言

えないでしょうけれども、名前としては公式にはもうそういう形になっていくのかなという気はしないでもないですね。個人等の呼びかけはもちろん別ですが。

淵上委員 最初、校長先生とか学校の話が出たとき保護者とかで話しました。例えば、子どもを呼び捨てしたりで、そういう言葉遣いをきれいにするために全員「さん」づけでしましようということでしたら全然賛成です。ただ、男らしさ、女らしさとかそういう中での「さん」での統一というのには違和感がありましたので意見を言わせてもらいました。

中屋敷教育長 「君」「さん」については、国・県の手引みたいなものを調べると、県のほうが「君」「さん」というのが項目であります、人権の立場から。でも、それは呼び捨てにしないで、「君」「さん」をつけて、その子を大切にしているという意思表示をしましようということでの「君」「さん」で、全部「さん」をつけましようということは一切書いていないんです。だから、それは決まったことでもないし、だから「君」「さん」はつけましようというところしか書いていません。だから、全部一律「さん」づけにするかどうかというのはまだ議論していかなければいけないところだとは思いますが。それを区別したから差別しているのかとかいうことではないんですよ。丁寧に呼び捨てじゃなくてしているということだと思えます。

淵上委員 そうだと思います。それだからこそ、自分らしく、いろんな人を認めましようよというのを教えるのがいいんじゃないかなと思うんですけども。

中屋敷教育長 過渡期ですので、今後ご意見をいただきたいと思えます。
ほかに何かありますか。

大部 蘭教育長職務代理者 11ページの議員の質問の中で、虐待の当時の状況があるので、先日、宮日新聞でも載っていましたが、虐待の件数がものすごい5倍位に増えたと思えますが、全国的に増えているというので、小林もやっぱり増えているんですか。

教育長の報告からもありましたけれども、これからそういったときの認定ですね児相とか。それで、あとは先生方が子どもとの信頼関係とかを今まで以上に注意をしていただきたいなと思っています。

中屋敷教育長 野田市の例は、加害者の夫のほうはしつけと言っているんですね。だから、

しつけと体罰と虐待という並びをこうしたときに線引きができないというところがあって、今、民法とかそういうものの改正案とか、そういうのに国は走っているわけですね。懲戒権というのが認められている、民法で。そこでしつけというふうに加害者が言ったらしつけの範囲なんですけれども、客観的に見れば虐待なんですよね。だから、そのところはすごく難しくして。学校教育法では、懲戒は加えていいです。ただし、体罰を加えてはならないというのがきちんと書いてあるので、手を上げて指導することは懲戒なんですよね。罰があるんですね。でも、民法とかそういうのは書いていないんですね。だから、親がそう主張すれば、しつけというふうになってしまうんですよね。非常に難しいというか、多分どこまでが虐待か。ただ、寒いシャワーの中とか、お風呂の中に入れてということはしていなかったとは思いますが、その程度がちょっとひど過ぎるというのがありますけれども。しつけと言うんですよね。

小林でも、ある場合はしつけという。あざができたりとか、そういう子どもは児相が判断します。

大部 菌教育長職務代理者 そうですね。先ほどの話で児相には行きたくないの自宅というのが心配ですね。

中屋敷教育長 怖いんですね、小学生は、知らないところに1人で行くというのが。

大部 菌教育長職務代理者 そっちには行きたくないけれども、自宅に帰って、そこでとまればいいですけどもですね。自宅にいてもちょっと心配ですね。

中屋敷教育長 本当にその子ども。見届けがなかったんですね。児相は学校がしているだろうとか、学校も2週間ぐらいが放置して亡くなったという。だから、虐待があった子は、措置が解除されてもずっと見ておかないといけないということですね、学校も、児相も。今、児相もすごい数の案件があって、1人で70人ぐらい抱えていると、報道で言っていました。それを見届けるといことができるといいですね。ちょっと職員を増やさないといけないというのは評論家も言いましたけれども。

虐待には気をつけていきたいと思います。

ほかよろしいでしょうか。(はい)

それでは、報告案件につきましてはこれで終わりたいと思います。

続いて議案に入りますが、これは人事異動関係ですので、職員は退席をしていただいてよろしいでしょうか。

(以下、非公開のため省略)

中屋敷教育長 ありがとうございます。

それでは、以上をもちまして今回の定例会を終わりたいと思います。

お疲れさまでした。

閉会 16 : 40

教育長

教育長職務代理者

委員

委員

委員

調製職員
